

巻頭言

「研究倫理」

今年度も早くも上半期を終え、10月号の発刊に至った。本号は教育、文学分野の研究論文の他に、新刊紹介や研究余滴も収められ、多彩な内容となっている。特に新刊紹介は本学関係者の著書の紹介であり、同じ大学の教員としては嬉しく、また興味深い。

ところで、昨今の様々な研究不正事件の発生を背景に、文部科学省の指導の下に全国の私立大学でも研究上の不正を防止するための委員会が組織されてきた。本学でも不正防止計画推進本部や研究倫理委員会など、かつては耳にしなかった名称の組織・委員会が設置されている。数年前、女性研究者による研究不正事件が本人の博士論文の盗用（コピー）の露見にまで及び、大学関係者は研究倫理教育の重要性を再認識せざるを得ない状況となった。そして、現在では研究に携わる教員および学生全員に研究倫理教育を受けることが事実上、義務付けられている。

昨年度から本学でも教員対象に研究倫理および研究倫理教育に関する研修を始めた。また、大学院生対象には授業のなかで、研究倫理を専門とする外部講師を招き研修を行った。学部学生については実践倫理の項目のなかに研究倫理に関する内容を加え、さらに基礎ゼミや卒業研究のためのガイダンスやゼミのなかで研究倫理を学ぶ機会を与えるように各学科にお願いしている。さらに、科学研究費助成事業のうちの間接経費（研究実施のための直接経費以外に研究機関の管理等に必要な経費）を使用して、大学院では昨年、論文中の盗用部分の有無をチェックするシステムも導入した。このように、本学でも研究倫理に対する認識を共有するための諸策を講じている。私もこのような活動に関わるなかで、数十年前の大学、大学院の研究生活時代の常識が少しずつ変化してきていることを痛感している。現代社会において、私たちは研究上のモラル（倫理）や特に研究倫理に対してよりいっそうの厳格さが求められていることに気づき、対応する必要があると思う。

世界では研究不正にあたる行為として、捏造・改竄・盗用が定義されている。これらの行為を不正として防止することは極めて常識的であり、研究者は故意にこのような行為を行うことはまずないと思われる。しかし、現実にはついうっかり、あるいは認識の甘さ（これくらいならよいだろうと思ってしまう）からこれらの不正が起こってしまうことがある。故意ではなく、たとえ過失によるものでも「不正」となってしまいうことにいっそうの注意が必要である。過失による不正は研究倫理教育が徹底できていないことに起因することもあるため、今後も授業や研修等の機会に倫理教育を組み入れていく必要がある。

さらにオーサーシップについても研究者間でのトラブルになることがある。単著が一般的な分野ではあまり問題にならないかもしれないが、理工系分野では実験研究に関わった複数の研究者が共著者として名前を並べることが多い。一般的に著者とは研究内容に責任をもつことができ、十分に貢献した人であるべきだが、共著者として公表するか、謝辞に名前を掲載すべき人なのか、実際には悩ましいことがある。共著者の決定についても、研究者間での公正な判断と十分なコミュニケーションが必要となる。

これらのことは、本号に投稿された著者あるいは読者にとっては釈迦に説法かもしれないが、私自身も含め、誰にもこのような過失による研究不正を犯してしまう恐れがあることを認識する必要があると思う。一人でも多くの教員に研究成果を公表していただきたいが、このような注意も怠りなく執筆に励んでいただきたい。（小原 奈津子）